

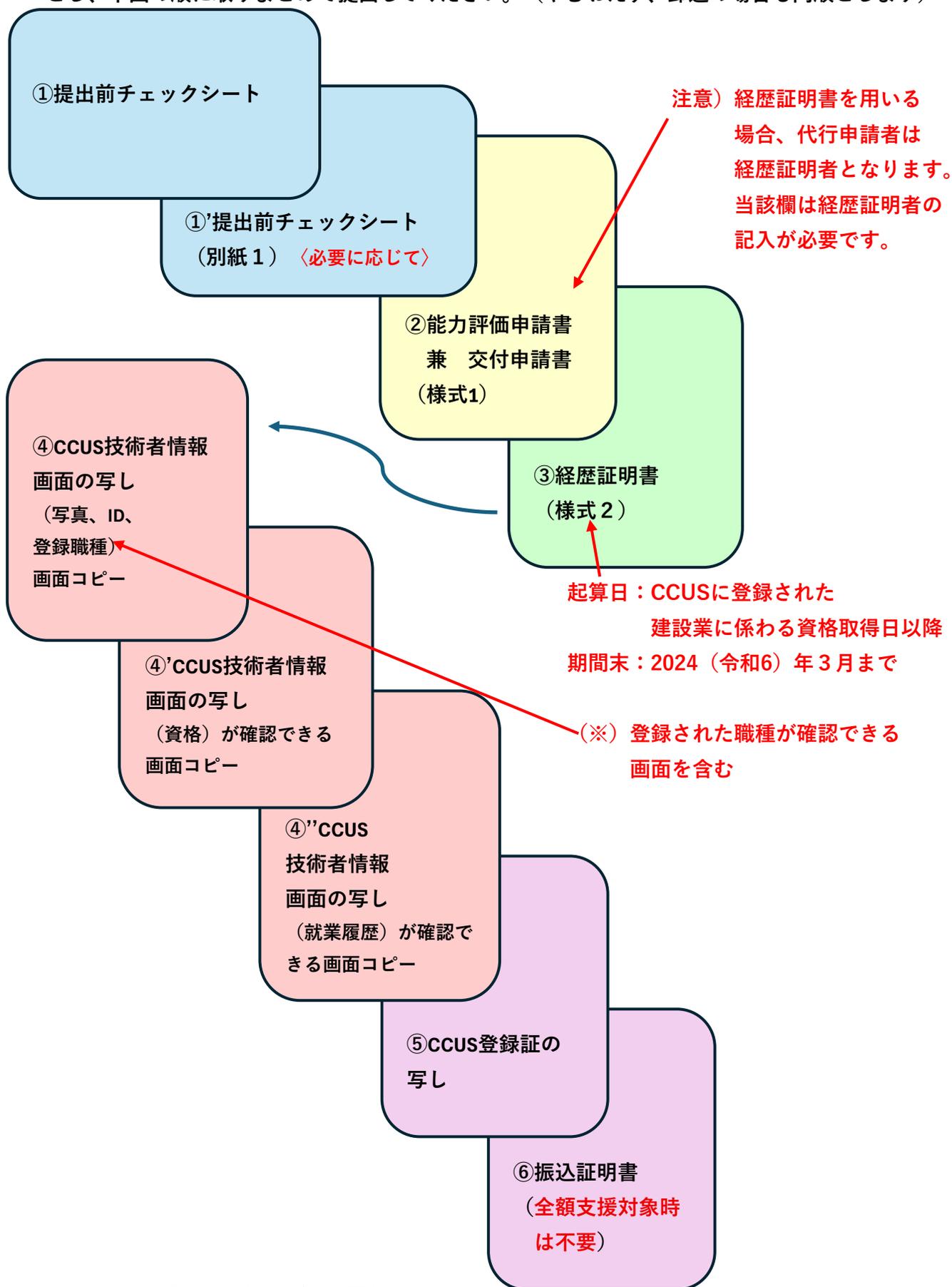
能力評価申請 提出前チェックシート、提出書類 及び 資料 について

	ページ
1. 提出書類について	1
2. 1) 能力評価申請 提出前チェックシート	2
2) 別紙1 (経験年数計算書)	3
3. 記入サンプル	
1) 能力評価申請書 兼 キャリアアップカード (レベル2以上) 交付申請書	4
2) 経歴証明書	5
4. 資料	
1) CCUS能力評価における経歴証明書の活用について)	6~8
2) 就業日数の換算等について	9

提出書類の構成について

Ver1.03

提出書類につきましては、原則メールとして下記のファイル名により一つのpdfファイルとし、下図の順に取りまとめて提出してください。（やむおえず、郵送の場合も同順とします）



一式のpdfファイルで提出下さい。

提出ファイル名: 提出日(西暦)_申請者名_(事業者名)_提出回数.pdf

例) 20260325_建設 太郎_(日本建設)_0.pdf

(_ は半角アンダーバー、0は初回提出分)

能力評価申請 提出前チェックシート

Ver1.03

氏名	(会社名)を記載	提出日:	年	月	日	(西暦)	生年月日	年	月	日
申請者:	()	申請者ID:	-	-	-	21				
代行者:		事業者ID:	-	-	-					

申請者
チェック

協会
チェック

(協会コメント)

1. CCUS 能力評価申請書 兼 キャリアアップカード(レベル2以上) 交付申請書(様式1) について

1) 職種は下記、当協会の評価職種コードのいずれかとなっておりますか。

36配管工—11消防施設工、02配管工(給排水、衛生)、04配管工(ガス)、
09電工—08火災報知器据付工、
53その他(管理)—05現場監督(空調衛生その他設備)

(表-1)

CCUS登録
職種コード

⇒ (A)

↓
↓
 (B)

↓
↓
 (M)

※) CCUSに左記 内の職種で登録されていることを確認

2) レベルごとに必要な資格条件及び経験年数を満たし、
いずれか一つの申請レベルを囲んでいますか。

申請
レベル

⇒ (C)

(D)

(N)

3) 関連する保有資格はCCUSに登録し、CCUSシステム上でエラーがなく登録完了していますか。

(E)

(P)

4) 経験年数は(様式2)と相違ありませんか。

また、申請レベルの経験年数を満たしていますか。

(表-2)

レベル2=就業期間:3年、レベル3=就業期間:7年&職長・班長:1年、レベル4=就業期間10年&職長・班長:3年

注) 様式2では満たさず、2024年4月以降にCCUSに上記の職種コードでの就業履歴がある場合は、就業年数計算書(別紙1)にて経験年数を算定できます。この場合は、経験年数計算書(別紙1)を記載し本シートと合わせ提出してください。

(F)

(Q)

← (有無を記載願います。)

5) 当協会がキャリアアップシステムに登録されている技能者情報を閲覧することの同意に
本人の署名と押印をしていますか。

(H)

(R)

6) 経歴証明書を使用する場合に申請書の代行申請者部分へ実務経歴の証明者を記載していますか。

※) 経歴証明を活用する場合は、様式2の経歴証明を行うものが代行して評価の申請を行うこととなります

(J)

(S)

2. 経歴証明書(様式2) について

1) 経験年数の起算日はCCUSに登録されている建設業に関する資格の取得日以降になっていますか。

CCUSに登録のある最初の建設業に関する資格、研修、表彰の日付を記載

⇒

年 月

資格名:

(起算日や期限につきまして、“別添”を参照下さい)

※) 職長や班長の経験年数(起算日)も上記日付以降になります。

(K)

(T)

2) 職長、班長を含むすべての就業期間について、経験年数の末日は2024年3月までの記載ですか。

※) 職長と班長の経験年数(起算日)は重複しません。

(注:1)、2)について2024年4月以降はCCUSに登録されている当協会の評価職種コードでの就業日数となります)

(L)

(U)

協会確認日: 年 月 日

注意: 必ず実施してください) 関係書類を作成し、本様式を印刷の上、ブルーの着色部分を全て記載し関係書類と共に必ず提出願います。(未提出の場合は評価申請は実施できません。)

能力評価申請 提出前チェックシート

Ver1.03

別紙 1

3. 就業年数計算書

注) 経歴証明書で就業日数が不足する場合には提出が必要です。

CCUS確認日: [] 月 [] 日

1) 就業期間

	↓ A欄	↓ B欄	↓ C欄	
経歴証明書 (様式2)	自: 年 月	年	変換	(X1)
	至: 年 月	ヶ月		(X2)
※3) 2024年 4月以降の CCUSでの履歴	日			(X3)
合計				(X)

2) 職長としての就業期間

	↓ A欄	↓ B欄	↓ C欄	
経歴証明書 (様式2)	自: 年 月	年	変換	(Y1)
	至: 年 月	ヶ月		(Y2)
※3) 2024年 4月以降の CCUSでの履歴	日			(Y3)
合計				(Y)

注) 班長としての就業期間と重複はしません。

3) 班長としての就業期間

	↓ A欄	↓ B欄	↓ C欄	
経歴証明書 (様式2)	自: 年 月	年	変換	(Z1)
	至: 年 月	ヶ月		(Z2)
※3) 2024年 4月以降の CCUSでの履歴	日			(Z3)
合計				(Z)

注) 職長としての就業期間と重複はしません。

※1) CCUSの履歴で算定可能な職種コード(下記以外は計算外となります。)

36配管工—11消防施設工、02配管工(給排水、衛生)、04配管工(ガス)、
09電工—08火災報知器据付工、
53その他(管理)—06現場監督(空調衛生その他設備)

注意: 上記以外の職種コードの履歴は計算対象外です。

(表2)

※2) 申請に必要な必要な就業期間

合計年数が下記の期間以上必要です。

- ・レベル2=就業期間:3年
- ・レベル3=就業期間:7年+職長・班長:1年
- ・レベル4=就業期間10年+職長・班長:3年

(表-3)

※3) 経歴証明書と2024年4月以降の就業履歴がある場合の計算方法(例)

算定可能な職種コードで400日が記録されている場合

$$400 \div 215 = 1.8604 \dots$$

$$\Rightarrow 1.86 \text{年}$$

(小数点以下3位を切り捨て)

計算ルール

- ① A欄に経歴証明書の起算日と期間末尾を記入します。
- ② B欄に就業履歴の年数とヶ月を上欄に年数、
下段に月数を分けて記載します。
- ③ C欄は上段(年)はB欄の数値、下段(月)は12で割り、
小数点以下3位を切り捨てます。
- ④ 合計欄は縦の欄の合計値を記載します。

(表-4)

能力評価実施団体：(一社)消防施設工事協会 御中
建設キャリアアップシステム運営主体：(一財)建設業振興基金 御中

能力評価申請書 兼 キャリアアップカード(レベル2以上)交付申請書

下記のとおり、評価実施とキャリアアップカード交付を申請します。

申請者				
フリガナ	ケンセツ タロウ		職種 (技能者の呼称)	消防施設 技能者
氏名	建設 太郎		登録職種コード	
技能者ID	XXXXXXXXXXXXXXXXXX		職種コード (コード表参照)	下記のいずれかをマーク
カード 送付先住所	〇〇県〇〇市〇〇			<input type="checkbox"/> 36-11
※建設キャリアアップシステムに登録の送付先住所を変更する場合のみ				<input type="checkbox"/> 36-02
生年月日	〇年〇月〇日	電話番号	XX-XXXX-XXXX	<input type="checkbox"/> 36-04
				<input checked="" type="checkbox"/> 09-08
				<input type="checkbox"/> 53-05

申請をするレベル			
<input type="checkbox"/> レベル2	<input type="checkbox"/> レベル3	<input checked="" type="checkbox"/> レベル4	
保有資格(※保有資格は建設キャリアアップシステムへの登録が必要。それぞれ登録済であるか確認の上チェック欄にシ点を入力)			
レベル2	確認チェック	レベル2	確認チェック
〇〇技能講習	<input checked="" type="checkbox"/>	〇〇特別教育	<input checked="" type="checkbox"/>
レベル2	確認チェック	レベル2	確認チェック
2級〇〇技能士	<input checked="" type="checkbox"/>	〇〇特別教育	<input checked="" type="checkbox"/>
レベル3	確認チェック	レベル3	確認チェック
1級〇〇技能士	<input checked="" type="checkbox"/>	〇〇安全衛生教育	<input checked="" type="checkbox"/>
レベル3	確認チェック	レベル3	確認チェック
〇〇顕彰	<input checked="" type="checkbox"/>	〇〇技能講習	<input checked="" type="checkbox"/>
レベル4	確認チェック	レベル4	確認チェック
〇〇基幹技能者	<input checked="" type="checkbox"/>	〇〇顕彰	<input checked="" type="checkbox"/>

就業年数					
就業期間	経歴証明書	10	年	2	ヶ月
※経歴証明は令和11年3月31日までに能力評価の申請を行う場合に限り提出することができ、経歴証明書に記載可能な期間は令和6年3月31日までとなります。					
職長としての 就業期間	経歴証明書	3	年	4	ヶ月
※経歴証明は令和11年3月31日までに能力評価の申請を行う場合に限り提出することができ、経歴証明書に記載可能な期間は令和6年3月31日までとなります。					
班長としての 就業期間	経歴証明書	1	年	6	ヶ月
※経歴証明は令和11年3月31日までに能力評価の申請を行う場合に限り提出することができ、経歴証明書に記載可能な期間は令和6年3月31日までとなります。					

上記の記載事項は事実と相違ないことを誓約します。また、能力評価実施団体が建設キャリアアップシステムに登録されている技能者情報を共同利用することに同意します。

申請者(技能者本人) 建設 太郎 印

※就業期間は、建設技能者として就業開始した日の属する月から離職した日の属する月までの月数で計算。

(計算例)

就業期間：平成20年4月10日～平成30年5月25日 → 平成20年4月～平成30年5月 → 10年2ヶ月

※経歴証明は令和11年3月31日までに能力評価の申請を行う場合に限り提出することができ、経歴証明書に記載可能な期間は令和6年3月31日までとなります。

(令和6年4月1日以降は、CCUSに蓄積された就業期間が能力評価対象となり、経歴証明書において令和6年4月1日以降を含む就業期間を記載した場合は令和6年3月31日までの期間が能力評価対象となります。)

<代行申請を行う場合は下記にご記入ください。>

代行申請者			
フリガナ	ダイコウ ジロウ	申請者との関係	事務所長
代行者名	(株)〇〇 代行 次郎	事業者ID	XXXXXXXXXXXXXXXXXX
住所	〇〇県〇〇市〇〇	電話番号	XX-XXXX-XXXX

上記のとおり、代行申請に同意します。

申請者(技能者本人) 建設 太郎 印

経歴証明書

〇〇工事に係る申請者の実務経験の内容は、下記のとおりであることを証明します。

令和〇年〇月〇日

証明者：事業者名 ○○○○○○○○

会社印

所在地 ○○○○○○○○

役職名 代表取締役

氏名 代表 次郎

役職印・代表印

事業者ID：○○○○○○○○

申請者				
フリガナ	ケンセツ タロウ	職種 (技能者の呼称)	消防施設	技能者
氏名	建設 太郎			
技能者ID				

経験年数				
就業期間	2007年12月～2011年2月	就業年数	3年	3ヶ月
就業期間	2012年5月～2019年3月	就業年数	6年	11ヶ月
		合計	10年	2ヶ月

※経歴証明は令和11年3月31日までに能力評価の申請を行う場合に限り提出することができ、経歴証明書に記載可能な期間は令和6年3月31日までとなります。

経験年数（職長）				
就業期間	2014年10月～2015年2月	就業年数	年	5ヶ月
就業期間	2016年5月～2019年3月	就業年数	2年	11ヶ月
		合計	3年	4ヶ月

※経歴証明は令和11年3月31日までに能力評価の申請を行う場合に限り提出することができ、経歴証明書に記載可能な期間は令和6年3月31日までとなります。

経験年数（班長）				
就労期間	2013年4月～2014年9月	就業年数	1年	6ヶ月
就労期間	年 月～年 月	就業年数	年	ヶ月
		合計	1年	6ヶ月

※経歴証明は令和11年3月31日までに能力評価の申請を行う場合に限り提出することができ、経歴証明書に記載可能な期間は令和6年3月31日までとなります。

※就業期間は、建設技能者として就業開始した日の属する月から離職した日の属する月までの月数で計算。

(計算例)

就業期間：平成20年4月10日～平成30年5月25日 → 平成20年4月～平成30年5月 → **10年2ヶ月**

※経歴証明は令和11年3月31日までに能力評価の申請を行う場合に限り提出することができ、経歴証明書に記載可能な期間は令和6年3月31日までとなります。

(令和6年4月1日以降は、CCUSに蓄積された就業期間が能力評価対象となり、経歴証明書において令和6年4月1日以降を含む就業期間を記載した場合は令和6年3月31日までの期間が能力評価対象となります。)

転職や離職などによって建設業で就労していない期間がある場合は、就労していた期間ごとに、古い順に入力すること。

なお、**最も古い就労期間の起算点は、建設業に関する資格、研修、表彰等を初めて取得した時期を入力すること。**

誓約欄

この証明事項に事実と相違がある場合には、レベル判定を取り消されても異存のないことを誓約いたします。

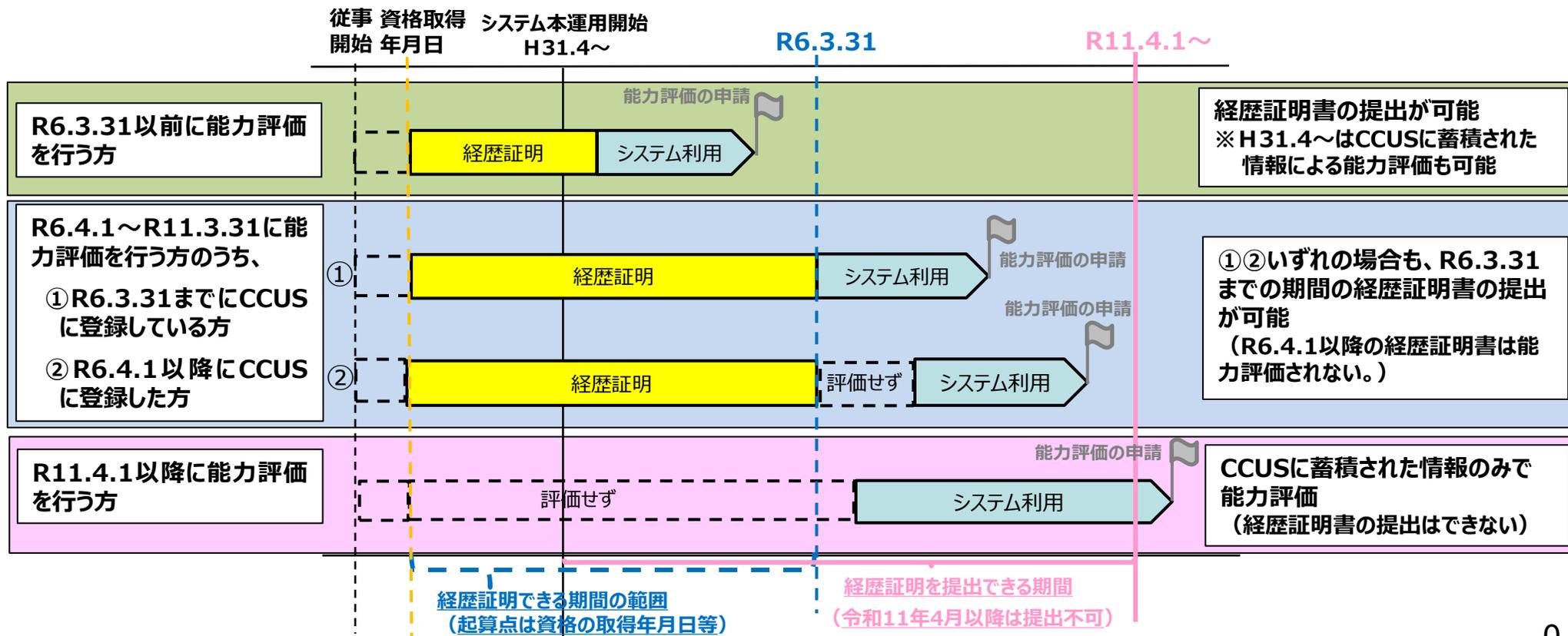
氏名

建設 太郎



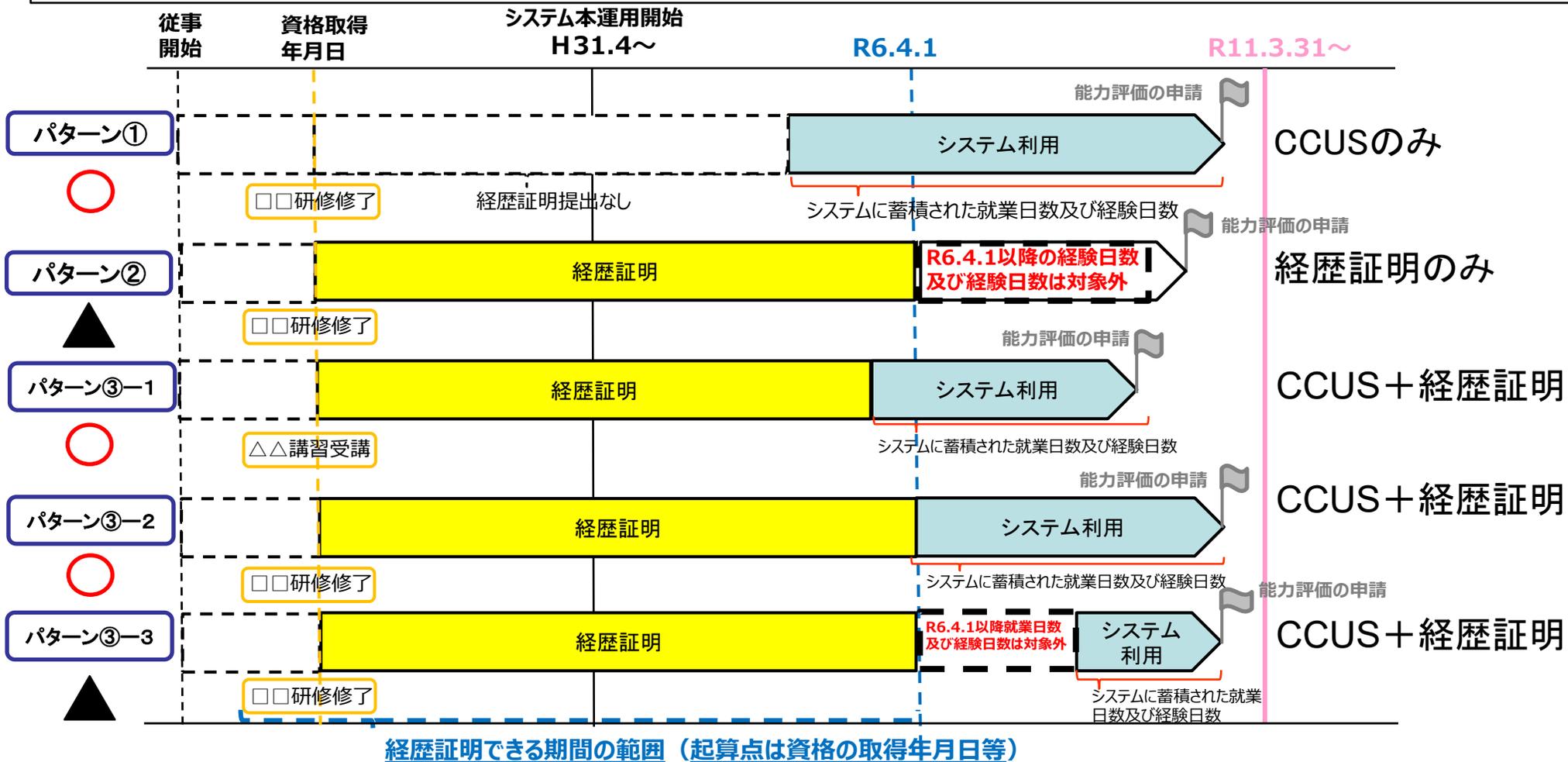
- 建設技能者の能力評価制度においては、建設キャリアアップシステム(CCUS)により客観的に把握できる就業年数、保有資格、マネジメント経験(職長・班長としての経験年数)を評価することを原則とする。
- 一方で、CCUSに就業履歴を蓄積できる環境が整うまでの経過的な措置として、**令和11年3月31日まで**に能力評価の申請を行う場合には、**令和6年3月31日まで**の就業年数、マネジメント経験については、所属事業者等により作成された『経歴証明書』の提出を認めている。
(令和11年4月1日以降に能力評価の申請を行う場合には、CCUSにより客観的に把握できる情報のみを評価することとする。)
- なお、一定の客観性の確保の観点から、経歴証明の起算点は、建設業に関する資格の取得年月日等(CCUSに登録された情報)とする。(マネジメント経験については、起算点の確認は要さない(所属事業者等の経歴証明のみ))

【経歴証明の活用】



【運用変更案】

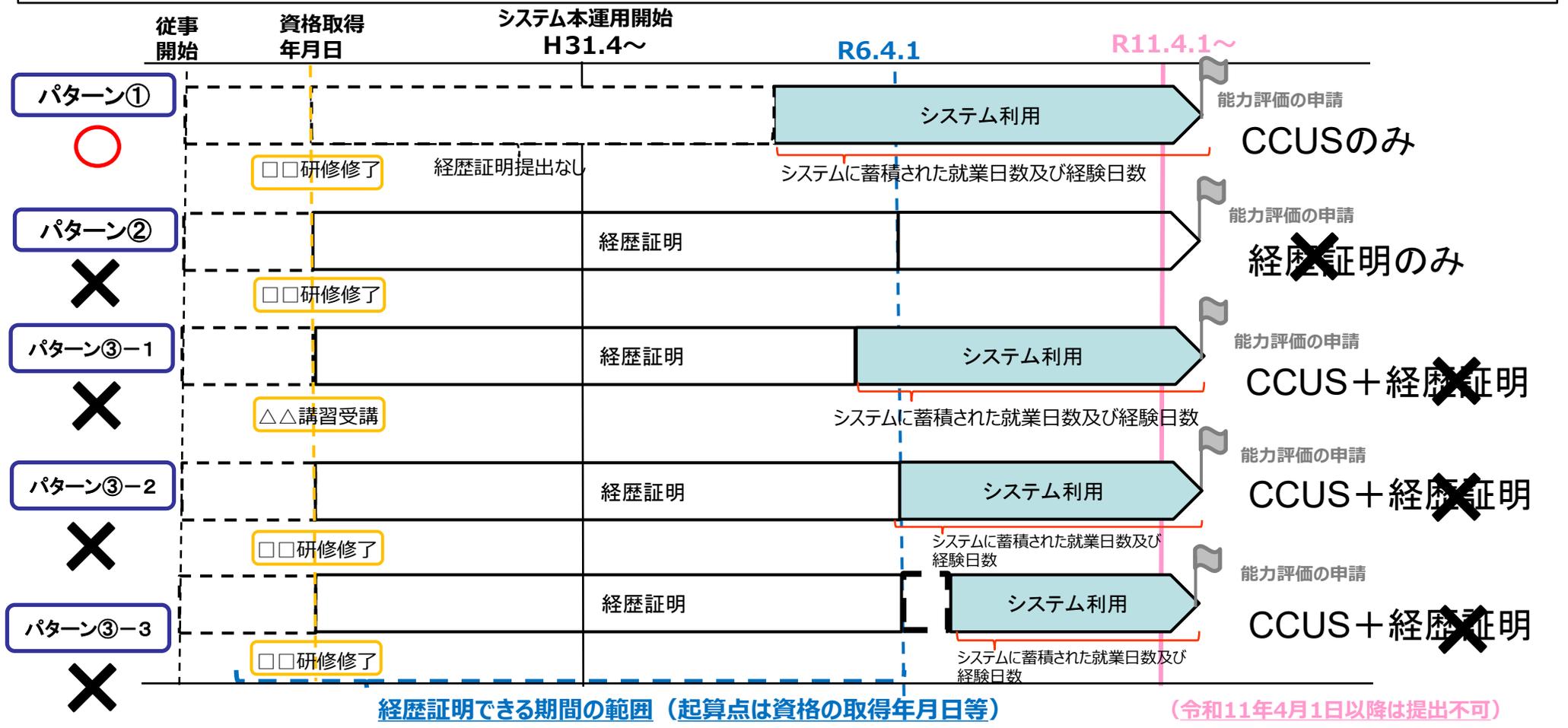
- パターン① : 経歴証明書を提出せずにCCUSに蓄積された就業日数・経験日数を基に能力評価申請の申し込みが可能。
- パターン② : CCUS運用開始前からR6.3.31までに従事した期間について経歴証明に記載されている就業日数・経験日数を基に能力評価申請の申し込みが可能だが、経歴証明書に記載されているR6.4.1以降の就業日数・経験日数は対象外。
- パターン③-1 : 経歴証明書とCCUSに蓄積された就業日数・経験日数を合算して能力評価申請の申し込みが可能。
- パターン③-2 : 経歴証明書とCCUSに蓄積された就業日数・経験日数を合算して能力評価申請の申し込みが可能。
- パターン③-3 : 経歴証明書に記載されているR6.3.31までに従事した期間についての就業日数・経験日数とCCUSに蓄積された就業日数・経験日数を合算して能力評価申請の申し込みが可能だが、経歴証明書におけるR6.4.1以降の就業日数・経験日数は対象外。



【運用変更案】

いずれのパターンであっても令和11月4月1日以降は経歴証明の提出は不可

- パターン① : 経歴証明書を提出せずにCCUSに蓄積された就業日数・経験日数を基に能力評価申請の申し込みが可能。
- パターン② : 経歴証明書だけの能力評価申請の申し込みは不可能。
- パターン③-1 : 経歴証明書とCCUSに蓄積された就業日数・経験日数を合算して能力評価申請の申し込みは不可能。
- パターン③-2 : 経歴証明書とCCUSに蓄積された就業日数・経験日数を合算して能力評価申請の申し込みは不可能。
- パターン③-3 : CCUSに蓄積された就業日数・経験日数を基に能力評価申請の申し込みが可能だが、R6.4.1以降の経歴証明書における就業日数・経験日数は対象外となるため、R11.3.31までに能力評価申請の申し込みを行っていただくことが望ましい。



就業日数の換算等について

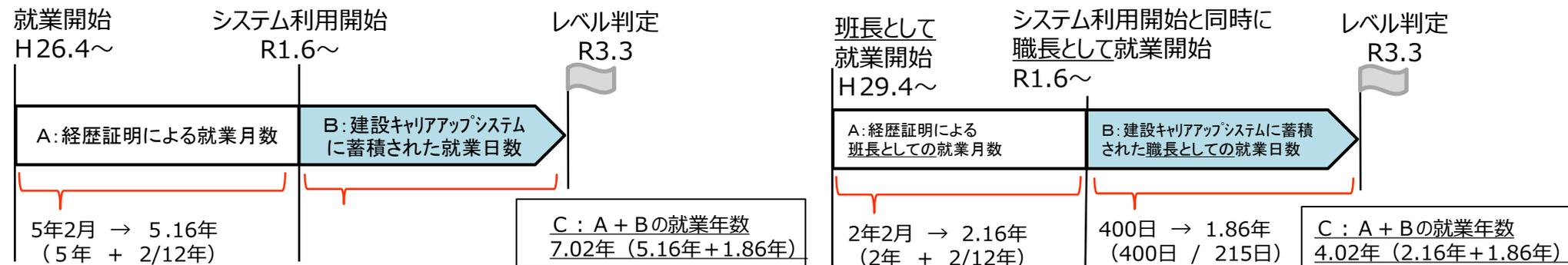
能力評価の対象とする就業日数については、下表の考え方にに基づき計算を行うものとする。

	能力評価を受けようとする建設技能者の就業期間	就業期間の計算方法等
A	建設キャリアアップシステムの利用開始前の就業期間 (経過措置)	①所属事業者等の経歴証明による就業期間を用いる。 ②①の就業期間は、建設技能者として就業開始した日の属する月から離職した日の属する月までの月数による。 ③建設業を離職していた期間は、②の就業期間に含めない。 ④①から③を用いて計算した就業月数を、就業年数に換算する場合は、12月をもって1年とみなす。 <計算例> 就業期間:平成26年4月1日～平成31年5月25日 → 平成26年4月～平成31年5月 → 5年2月 → 5年 + 2/12年 → 5.1666…年 → 5.16年(少数点第3位以下を切り捨て)
B	建設キャリアアップシステム利用開始以後の就業期間	①建設キャリアアップシステムに蓄積された就業日数を用いる。 ②①の就業日数を、就業年数に換算する場合は、215日をもって1年とみなす。 <計算例> 平成31年6月～平成33年3月の期間において建設キャリアアップシステム蓄積された就業日数400日 → 400/215年 → 1.8604…年 → 1.86年(少数点第3位以下を切り捨て)
C	AとBの就業期間を合算する場合の就業期間	A④による就業年数と、B②による就業年数を合算した年数を用いる。 <計算例> 5.16年 + 1.86年 = 7.02年

職長又は班長としての就業日数についても、上記A～Cと同様の考え方にに基づき計算を行うものとする。<下記計算例参照>

【能力評価を受けようとする建設技能者の就業期間の計算例】

【左記の者の職長又は班長としての就業期間の計算例】



※経歴証明が提出できる期間を令和11年3月31日、経歴証明できる期間の終期を令和6年3月31日までとし、それ以降の就業履歴は、C C U Sに蓄積された情報のみを評価することとします。